

## 第 1 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とするTwitterを北海道教育委員会の広報媒体として活用し、ホームページと連動しながら、北海道の教育施策や各種取組などに関する情報発信を行うことを目的として開設する。

## 第 2 用語の定義

Twitterに関する主な用語の定義を、次のとおり定める。

- (1) Twitter：インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるTwitter社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：Twitterを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート：Twitterに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート：他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

## 第 3 運用主体

北海道教育委員会公式Twitter（以下、「本Twitter」という。）の運営主体は、総務政策局教育政策課（以下「教育政策課」という。）とし、アカウント管理、パスワード管理、ツイートをを行う。

- 2 アカウント名は、『hokkaido\_kyoiku』とする。

## 第 4 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。

## 第 5 意思決定

ツイートをする際は、教育政策課長の決裁を得て行う。

## 第 6 ツイート内容

- (1) 北海道教育委員会公式ウェブサイト（本庁・各教育局・各所管機関）トップページ掲載情報
- (2) 北海道教育委員会が主催・共催するイベント情報
- (3) その他、北海道教育委員会の重要施策に関する事項で、教育政策課長が特に必要と認めるもの

## 第 7 リプライ、リツイート及びフォローの制限

本ツイッターは、専ら情報発信に用いることとしている。このため、原則として、リプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、国、他自治体等の公的機関などの関係団体が運用するアカウントについては、この限りでない。

## 第 8 ホームページとのリンク

ツイートするリンク先は、原則として北海道教育委員会が運用するホームページのみとする。ただし、国、他自治体等が運用するホームページで、教育政策課長が認めるものはこの限りではない。

## 第9 運用留意事項

本Twitter運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 北海道教育委員会のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本Twitterのアカウント名を道のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本ツイッターがのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 本Twitter運用ポリシーは、北海道公式ウェブサイトに掲載する。
- (6) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取扱に関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして教育政策課が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに正しく理解されるように努める。

## 第10 本Twitterに関する問合せ

北海道教育委員会公式ウェブサイトトップページ下段の「お問合せ」から受け付ける。

## 第11 その他

その他、この本Twitter運用ポリシーの実施について必要な事項は、教育政策課が別に定める。

## 附則

この運用ポリシーは、令和元年5月10日から施行する。